

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社ワイズ（以下「甲」という。）と株式会社ワイズ 福井支店労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。
2. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
 3. 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象労働者の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1 とする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は、令和 4 年 8 月 26 日職発 0826 第 1 号「令和 5 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）に定める「令和 3 年職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与等の額」の小分類の職種とする。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。

（3）地域調整については、福井県の派遣先の事業所所在地で派遣就業を行うことから、通達に定める「都道府県別」の福井の指数を用いるものとする。

- 第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

A ランク：2年

B ランク：1年

C ランク：0年

2. 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給は勤務成績等を勘案しその能力に応じて決定するものとする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合は、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は、派遣従業員就業規則第37条・準社員就業規則第40条の割増賃金条項に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる）1kmあたり10円を支給する。

2. 片道2km未満であれば、支給しない。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3年

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）

- (2) 退職時の勤続年数ごとの支給月数：3年、5年、10年、15年、20年、25年以上

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の高校卒（自己都合・会社都合）の調査産業計のモデル退職金

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。但し、退職金手当制度を開始した令和2年4月以前の勤続年数の取扱いについては、支給しないものとする。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年以下であること

- (2) 別表3に示したものと比して、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定あたっての評価）

第9条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣従

業員就業規則第 33 条第 2 項または準社員就業規則第 36 条第 2 項に定める方法を準用し、その評価に基づき、第 4 条第 2 項の昇給の範囲を決定する。

(2) 賞与の決定は、別表 2 で掲載した基本給与及び賞与額の合計額（時給換算）にて決定する。

(賃金以外の待遇)

第 10 条 教育訓練（次条に定めるものを除く）については、派遣従業員就業規則第 51 条、準社員就業規則第 54 条の規定を適用し、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣従業員就業規則及び準社員就業規則に定める各条項の規程を準用する。

(教育訓練)

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップ計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和 5 年 8 月 7 日

株式会社ワイズ

代表取締役 北島 将都



株式会社ワイズ 福井支店

労働者代表 北川 治幸



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的賃金の額
 (職業安定業務統計の求人賃金をベースとした一般基本給・賞与額(時給換算))

*本表は地域指数

福井県 97.7% を乗じた値

0.977

大分類	中分類	小分類	基準値に能力・経験調整指数・地域指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
B 専門職技術的職業	7 開発技術者	71 食品開発技術者	1,147	1,332	1,440	1,480	1,583	1,734	2,194	
		72 電機・電子開発技術者等	1,245	1,446	1,564	1,608	1,719	1,882	2,382	
		73 機械開発技術者	1,209	1,404	1,519	1,561	1,669	1,827	2,314	
		74 自動車開発技術者	1,255	1,458	1,576	1,620	1,733	1,897	2,402	
		75 輸送用機器開発技術者	1,165	1,354	1,463	1,504	1,609	1,761	2,229	
		76 金属製錬・材料開発技術者	1,194	1,388	1,500	1,542	1,650	1,806	2,286	
		77 化学品開発技術者	1,220	1,417	1,531	1,574	1,684	1,844	2,335	
		79 その他の開発技術者	1,248	1,450	1,568	1,612	1,724	1,887	2,388	
		8 製造技術者	81 食品製造技術者	1,104	1,282	1,386	1,425	1,524	1,668	2,112
	82 電機・電子製造技術者等		1,288	1,497	1,617	1,663	1,779	1,948	2,465	
	83 機械製造技術者		1,163	1,352	1,461	1,501	1,606	1,758	2,226	
	84 自動車製造技術者		1,150	1,337	1,445	1,486	1,588	1,740	2,202	
	85 輸送用機器製造技術者		1,132	1,316	1,421	1,461	1,563	1,711	2,166	
	86 金属製錬・材料製造技術者		1,140	1,324	1,431	1,471	1,573	1,723	2,181	
	87 化学品製造技術者		1,162	1,351	1,459	1,500	1,605	1,757	2,224	
	89 その他の製造技術者		1,122	1,304	1,409	1,448	1,549	1,697	2,147	
	10 情報処理通信技術者	101 システムコンサルタント	1,358	1,577	1,705	1,752	1,874	2,052	2,598	
		102 システム設計技術者	1,359	1,578	1,706	1,753	1,876	2,054	2,599	
		103 プロジェクトマネージャー	1,644	1,910	2,065	2,122	2,270	2,485	3,145	
		104 ソフトウェア開発技術者	1,340	1,557	1,683	1,730	1,850	2,026	2,564	
		105 システム運用管理者	1,267	1,472	1,591	1,635	1,749	1,915	2,424	
		106 通信ネットワーク技術者	1,322	1,536	1,660	1,707	1,826	1,999	2,531	
		109 その他の情報処理技術者等	1,274	1,480	1,600	1,644	1,758	1,925	2,437	
	11 その他の技術者	119 その他の技術者	1,205	1,401	1,514	1,556	1,664	1,822	2,306	
	13 保健師・助産師等	131 保健師	1,279	1,487	1,607	1,652	1,767	1,934	2,448	
		132 助産師	1,429	1,660	1,794	1,844	1,973	2,161	2,734	
		133 看護師、准看護師	1,276	1,484	1,603	1,648	1,763	1,930	2,443	
		15 その他の保険医療	151 栄養士、管理栄養士	1,085	1,261	1,362	1,401	1,498	1,640	2,077
	152 あん摩マッサージ指圧師等		1,231	1,430	1,545	1,588	1,700	1,861	2,355	
	153 柔道整復師		1,266	1,471	1,590	1,634	1,747	1,913	2,422	
159 他に分類されない保健医療	1,170		1,360	1,469	1,510	1,615	1,769	2,239		
16 社会福祉専門的職種	161 福祉相談・指導専門員	1,165	1,354	1,463	1,504	1,609	1,761	2,229		
	162 福祉施設指導専門員	1,137	1,320	1,428	1,467	1,570	1,718	2,175		
	163 保育士	1,137	1,320	1,428	1,467	1,570	1,718	2,175		
	169 その他の社会福祉の職業	1,236	1,437	1,553	1,596	1,707	1,870	2,366		
19 教育の職業	191 幼稚園教員	1,111	1,291	1,396	1,435	1,534	1,680	2,126		
	192 小学校教員	1,159	1,347	1,456	1,496	1,601	1,752	2,218		
	193 中学校教員	1,076	1,250	1,352	1,389	1,486	1,627	2,059		
	194 高等学校教員	1,169	1,359	1,468	1,509	1,615	1,767	2,237		
	199 その他の教育の職業	1,165	1,354	1,463	1,504	1,609	1,761	2,229		
21 著述家・記者・編集者	211 著述家	1,219	1,416	1,530	1,573	1,683	1,842	2,333		
	212 記者	1,143	1,327	1,435	1,475	1,577	1,728	2,186		
	213 編集者	1,186	1,378	1,489	1,530	1,637	1,792	2,269		
22 美術・デザイナー等	222 画家、書家、漫画家	1,081	1,256	1,358	1,396	1,492	1,634	2,069		
	224 デザイナー	1,156	1,344	1,452	1,492	1,597	1,748	2,212		
	225 写真家、映像撮影者	1,076	1,250	1,352	1,389	1,486	1,627	2,059		
23 音楽家・舞台芸術家	234 プロデューサー、演出家	1,147	1,332	1,440	1,480	1,583	1,734	2,194		
	242 学芸員	1,075	1,249	1,351	1,388	1,485	1,625	2,057		
	243 カウンセラー	1,220	1,417	1,531	1,574	1,684	1,844	2,335		
	246 通信機器操作員	1,105	1,283	1,387	1,426	1,526	1,670	2,114		
	249 他に分類されない専門	1,223	1,421	1,535	1,578	1,689	1,849	2,339		

C	事務的職業	25	一般事務	251	総務事務員	1,082	1,257	1,359	1,397	1,494	1,636	2,071		
				252	人事事務員	1,233	1,433	1,549	1,592	1,703	1,865	2,360		
				253	企画・調査事務員	1,220	1,417	1,531	1,574	1,684	1,844	2,335		
				254	受付・案内事務員	1,040	1,208	1,306	1,343	1,436	1,572	1,990		
				255	秘書	1,230	1,429	1,544	1,587	1,698	1,859	2,353		
				256	電話応接事務員	1,107	1,287	1,391	1,430	1,530	1,674	2,120		
				257	総合事務員	1,010	1,173	1,268	1,304	1,395	1,527	1,932		
				258	医療・介護事務員	966	1,122	1,213	1,247	1,333	1,460	1,848		
				259	その他の一般事務の職業	1,087	1,263	1,365	1,403	1,501	1,643	2,080		
		26	会計事務員	261	現金出納事務員	1,070	1,243	1,344	1,382	1,478	1,618	2,048		
				262	銀行等窓口事務員	999	1,161	1,255	1,289	1,379	1,510	1,912		
				263	経理事務員	1,130	1,313	1,419	1,458	1,560	1,708	2,163		
				269	その他の会計事務の職業	1,260	1,464	1,582	1,626	1,740	1,905	2,411		
		27	生産関連事務員	271	生産現場事務員	1,120	1,302	1,406	1,445	1,547	1,694	2,143		
				272	出荷・受荷係事務員	1,074	1,248	1,349	1,387	1,484	1,624	2,055		
		28	営業販売関連事務員	281	営業・販売事務員	1,106	1,285	1,390	1,428	1,528	1,673	2,118		
				289	その他の営業・販売事務	1,228	1,426	1,542	1,584	1,696	1,856	2,349		
		30	運送郵便事務	301	旅客・貨物係事務員	1,014	1,178	1,273	1,309	1,400	1,532	1,940		
				302	運行管理事務員	1,199	1,394	1,506	1,548	1,656	1,813	2,294		
		31	事務用機器操作	311	パソコン操作員	1,083	1,258	1,360	1,398	1,495	1,637	2,073		
				312	データ入力係員	1,032	1,199	1,296	1,332	1,425	1,561	1,975		
				313	コンピュータ操作員	1,087	1,263	1,365	1,403	1,501	1,643	2,080		
				319	その他の事務用機器操作	1,062	1,234	1,334	1,371	1,467	1,607	2,034		
		D	販売の職業	32	商品販売の職業	321	小売店主・店長	1,227	1,425	1,540	1,583	1,694	1,855	2,347
						322	卸売店主・店長	1,326	1,541	1,665	1,712	1,831	2,005	2,538
						323	小売店販売員	1,087	1,263	1,365	1,403	1,501	1,643	2,080
						324	卸売・商品実演販売員	1,149	1,336	1,444	1,484	1,587	1,738	2,200
						325	商品訪問・移動販売員	1,117	1,298	1,403	1,443	1,542	1,689	2,138
						326	再生资源回収・卸売人	1,161	1,349	1,458	1,499	1,604	1,755	2,222
						327	商品仕入営業員	1,246	1,448	1,565	1,609	1,721	1,884	2,384
						329	その他の販売類似の職業	1,110	1,290	1,395	1,434	1,533	1,679	2,124
33	販売類似の職業			331	不動産仲介・売買人	1,279	1,487	1,607	1,652	1,767	1,934	2,448		
				332	保険代理人、保険仲介人	1,129	1,312	1,418	1,457	1,559	1,706	2,161		
				334	質屋店主・店員	1,163	1,352	1,461	1,501	1,606	1,758	2,226		
				339	その他の販売類似の職業	1,110	1,290	1,395	1,434	1,533	1,679	2,124		
34	営業の職業			341	飲食品販売営業員	1,204	1,400	1,512	1,555	1,662	1,821	2,304		
				342	化学品販売営業員	1,195	1,389	1,501	1,543	1,651	1,807	2,288		
				343	医薬品営業員	1,236	1,437	1,553	1,596	1,707	1,870	2,366		
				344	機械器具販売営業員	1,177	1,367	1,478	1,519	1,625	1,779	2,252		
				345	通信・情報システム営業員	1,280	1,487	1,608	1,653	1,768	1,936	2,450		
				346	金融・保険営業員	1,165	1,354	1,463	1,504	1,609	1,761	2,229		
				347	不動産営業員	1,304	1,515	1,638	1,683	1,800	1,971	2,495		
				349	その他の営業の職業	1,235	1,436	1,552	1,595	1,706	1,868	2,364		
35	家庭生活支援サービス			351	家政婦（夫）、家事手伝	1,084	1,260	1,361	1,400	1,497	1,639	2,075		
				359	その他の家庭生活サービス	1,133	1,317	1,423	1,462	1,565	1,712	2,167		
36	介護サービスの職業			361	施設介護員	1,050	1,220	1,318	1,356	1,449	1,587	2,009		
				362	訪問介護職	1,190	1,382	1,494	1,535	1,643	1,798	2,276		
37	保健医療サービス			371	看護助手	924	1,073	1,160	1,192	1,275	1,397	1,768		
				372	歯科助手	984	1,144	1,236	1,271	1,360	1,488	1,883		
				379	その他の保険医療サービス	965	1,121	1,212	1,245	1,332	1,458	1,846		
38	生活衛生サービス			381	理容師	1,314	1,527	1,650	1,696	1,814	1,986	2,513		
				382	美容師	1,155	1,342	1,451	1,491	1,595	1,746	2,210		
				383	美容サービス職	1,095	1,272	1,375	1,413	1,512	1,655	2,095		
				384	浴場従事人	1,036	1,204	1,301	1,337	1,431	1,567	1,983		
				385	クリーニング職	997	1,158	1,252	1,287	1,377	1,507	1,908		
		389	その他の生活衛生サービス	992	1,152	1,246	1,280	1,370	1,500	1,899				
39	飲食物調理の職業	391	調理人	1,135	1,318	1,425	1,465	1,567	1,715	2,171				
		392	バーテンダー	1,142	1,326	1,434	1,474	1,576	1,726	2,185				

E	サービスの職業	40	接客・給仕の職業	401	飲食店主・店長	1,348	1,566	1,693	1,740	1,861	2,038	2,579		
				402	旅館・ホテル支配人	1,539	1,788	1,933	1,987	2,125	2,327	2,946		
				403	飲食物給仕係	1,173	1,362	1,473	1,514	1,619	1,773	2,245		
				404	旅館・ホテル・乗り物接客員	1,057	1,228	1,327	1,364	1,459	1,597	2,022		
				405	接客社交係、芸者等	1,117	1,298	1,403	1,443	1,542	1,689	2,138		
				406	娯楽場等接客員	1,112	1,292	1,397	1,436	1,536	1,682	2,128		
				409	その他の接客・給仕の職業	1,154	1,341	1,449	1,490	1,594	1,745	2,209		
		41	居住施設ビル管理	411	マンション管理人等	1,094	1,271	1,373	1,412	1,510	1,654	2,093		
				412	寄宿舎・寮管理人	1,225	1,423	1,538	1,581	1,691	1,852	2,343		
				413	ビル管理人	1,141	1,325	1,433	1,473	1,575	1,725	2,183		
				414	駐車場・駐輪場管理人	1,048	1,218	1,316	1,353	1,446	1,584	2,005		
				419	その他の居住施設等の管理	1,220	1,417	1,531	1,574	1,684	1,844	2,335		
		42	その他サービス	421	添乗員、観光案内人	1,038	1,206	1,304	1,340	1,434	1,570	1,987		
				423	物品賃貸人	1,061	1,232	1,332	1,369	1,464	1,604	2,030		
				424	広告宣伝人	1,135	1,318	1,425	1,465	1,567	1,715	2,171		
				425	葬儀師、火葬係	1,092	1,269	1,371	1,409	1,508	1,651	2,089		
				426	トリマー	977	1,136	1,228	1,262	1,350	1,478	1,870		
				429	他に分類されないサービス	1,088	1,264	1,366	1,404	1,502	1,645	2,082		
				49	生産設備（金属）	491	製銃・製鋼製錬設備等	1,074	1,248	1,349	1,387	1,484	1,624	2,055
		492	鋳造・鍛造設備			1,060	1,232	1,331	1,367	1,463	1,602	2,028		
		493	金属工作設備制御・監視員			1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,611	2,039		
		494	金属プレス設備			1,036	1,204	1,301	1,337	1,431	1,567	1,983		
		495	鉄工・製缶設備			1,102	1,280	1,384	1,422	1,521	1,665	2,108		
		496	板金設備制御・監視員			1,068	1,241	1,342	1,379	1,475	1,615	2,044		
		497	めっき・金属研磨設備			1,055	1,226	1,324	1,361	1,456	1,594	2,018		
		498	金属溶接・溶断設備			1,098	1,275	1,378	1,417	1,516	1,659	2,100		
		499	その他の生産設備（金属）			1,060	1,232	1,331	1,367	1,463	1,602	2,028		
		50	生産設備（金属除く）			501	化学製品生産設備	1,070	1,243	1,344	1,382	1,478	1,618	2,048
						502	窯業製品生産設備	1,097	1,275	1,377	1,416	1,514	1,657	2,099
503	食料品店生産設備			1,060	1,232	1,331	1,367	1,463	1,602	2,028				
504	飲料・たばこ生産設備			1,010	1,173	1,268	1,304	1,395	1,527	1,932				
505	紡織・衣服生産設備等			992	1,152	1,246	1,280	1,370	1,500	1,899				
506	木製製品生産設備等			1,052	1,222	1,320	1,358	1,452	1,590	2,012				
507	印刷・製本設備			1,039	1,207	1,305	1,341	1,435	1,571	1,989				
508	ゴム生産設備等			1,060	1,232	1,331	1,367	1,463	1,602	2,028				
509	その他の生産設備（金属）			1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,611	2,039				
51	生産設備（機械）			511	一般機械器具組立設備	1,085	1,261	1,362	1,401	1,498	1,640	2,077		
		512	電気機械器具組立設備	1,058	1,229	1,328	1,365	1,460	1,599	2,024				
		513	自動車組立設備	1,046	1,215	1,314	1,350	1,445	1,581	2,001				
		514	輸送用機械器具組立設備	1,095	1,272	1,375	1,413	1,512	1,655	2,095				
52	金属材料製造等	521	製鉄工・製鋼工	1,086	1,262	1,363	1,402	1,499	1,642	2,078				
		522	非鉄金属製錬工	1,072	1,246	1,347	1,384	1,481	1,621	2,052				
		523	鋳物製造工	1,063	1,235	1,336	1,373	1,469	1,608	2,035				
		524	鍛造工	1,183	1,374	1,486	1,527	1,633	1,788	2,263				
		525	金属熱処理工	1,089	1,265	1,367	1,405	1,503	1,646	2,083				
		526	圧延工	1,057	1,228	1,327	1,364	1,459	1,597	2,022				
		527	汎用金属工作機械工	1,063	1,235	1,336	1,373	1,469	1,608	2,035				
		528	数値制御金属工作機械工	1,063	1,235	1,336	1,373	1,469	1,608	2,035				
		531	金属プレス工	1,049	1,219	1,317	1,354	1,448	1,585	2,007				
		532	鉄工、製缶工	1,110	1,290	1,395	1,434	1,533	1,679	2,124				
		533	板金工	1,119	1,300	1,405	1,445	1,545	1,692	2,142				
		534	めっき工、金属研磨工	1,046	1,215	1,314	1,350	1,445	1,581	2,001				
		535	くぎ・ばね製造工等	1,061	1,232	1,332	1,369	1,464	1,604	2,030				
		536	金属製品製造工	1,062	1,234	1,334	1,371	1,467	1,607	2,034				
		537	金属溶接・溶断工	1,128	1,311	1,416	1,456	1,558	1,705	2,159				
		539	その他の金属材料製造等	1,084	1,260	1,361	1,400	1,497	1,639	2,075				
				541	化学製品製造工	1,052	1,222	1,320	1,358	1,452	1,590	2,012		

H 生産工程の職業

54	製品製造加工処理	542	窯業・土石製品製造工	1,073	1,247	1,348	1,386	1,482	1,622	2,054		
		543	精穀・製粉製造工等	1,014	1,178	1,273	1,309	1,400	1,532	1,940		
		544	めん類製造工	1,000	1,162	1,256	1,291	1,381	1,512	1,913		
		545	パン・菓子製造工	1,032	1,199	1,296	1,332	1,425	1,561	1,975		
		546	豆腐・こんにゃく製造工等	992	1,152	1,246	1,280	1,370	1,500	1,899		
		547	缶詰・びん詰製造工等	954	1,108	1,198	1,232	1,317	1,443	1,826		
		548	乳・乳製品製造工	986	1,146	1,238	1,274	1,361	1,491	1,887		
		551	食肉加工品製造工	1,055	1,226	1,324	1,361	1,456	1,594	2,018		
		552	水産物加工工	982	1,142	1,233	1,268	1,357	1,486	1,880		
		553	保存食品製造工等	981	1,141	1,232	1,267	1,356	1,484	1,878		
		554	弁当・惣菜類製造工	1,054	1,225	1,323	1,360	1,455	1,593	2,016		
		555	野菜漬け物工	966	1,122	1,213	1,247	1,333	1,460	1,848		
		556	飲料・たばこ製造工	1,019	1,184	1,279	1,315	1,406	1,540	1,949		
		557	紡織工	981	1,141	1,232	1,267	1,356	1,484	1,878		
		558	衣服・繊維製品製造工	888	1,032	1,116	1,147	1,227	1,343	1,700		
		561	木製品製造工	1,022	1,188	1,284	1,319	1,412	1,546	1,956		
		562	パルプ・紙・紙製品製造工	1,020	1,185	1,280	1,317	1,407	1,541	1,951		
		563	印刷・製本作業員	1,050	1,220	1,318	1,356	1,449	1,587	2,009		
		564	ゴム製品製造工	1,032	1,199	1,296	1,332	1,425	1,561	1,975		
		565	プラスチック製品製造工	1,041	1,210	1,308	1,344	1,438	1,573	1,992		
		569	その他の製品製造等	1,041	1,210	1,308	1,344	1,438	1,573	1,992		
		57	機械組立の職業	571	一般機械器具組立工	1,105	1,284	1,389	1,427	1,527	1,671	2,116
				572	電気機械組立工	1,029	1,196	1,293	1,328	1,421	1,556	1,969
				573	電気通信機械器具組立工	996	1,157	1,251	1,286	1,375	1,506	1,906
				574	電子応用機械器具組立工	1,033	1,200	1,298	1,334	1,427	1,562	1,977
				575	電子機械器具組立工	983	1,143	1,235	1,270	1,358	1,487	1,881
				576	半導体製品製造工	1,024	1,190	1,286	1,322	1,414	1,549	1,960
				577	電球・電子管組立工	997	1,158	1,252	1,287	1,377	1,507	1,908
				578	乾電池・蓄電池製造工	1,049	1,219	1,317	1,354	1,448	1,585	2,007
				581	被覆電線製造工	980	1,139	1,232	1,266	1,354	1,483	1,876
				582	束線工	920	1,068	1,155	1,188	1,271	1,391	1,760
583	電子機器部品組立工			974	1,131	1,223	1,257	1,344	1,472	1,863		
584	自動車組立工			1,044	1,213	1,311	1,348	1,442	1,578	1,997		
585	輸送用機械器具組立工			1,068	1,241	1,342	1,379	1,475	1,615	2,044		
586	計量計測機器組立工			1,063	1,235	1,336	1,373	1,469	1,608	2,035		
587	光学機械器具組立工			974	1,131	1,223	1,257	1,344	1,472	1,863		
588	レンズ研磨工・加工工			985	1,145	1,237	1,272	1,360	1,489	1,885		
589	その他の機械組立の職業			1,068	1,241	1,342	1,379	1,475	1,615	2,044		
60	機器設備修理			601	一般機械器具修理工	1,120	1,302	1,406	1,445	1,547	1,694	2,143
				602	電気機械器具修理工	1,128	1,311	1,416	1,456	1,558	1,705	2,159
		603	自動車整備工	1,099	1,276	1,380	1,418	1,517	1,660	2,102		
		604	輸送用機械器具整備等	1,111	1,291	1,396	1,435	1,534	1,680	2,126		
		605	計量計測機器検査工等	1,190	1,382	1,494	1,535	1,643	1,798	2,276		
61	製品検査(金属)	611	金属材料検査工	1,025	1,191	1,288	1,323	1,416	1,550	1,962		
		612	金属加工・溶接検査工	1,037	1,195	1,303	1,339	1,432	1,568	1,985		
62	製品検査(金属除く)	621	化学製品検査工	1,073	1,247	1,348	1,386	1,482	1,622	2,054		
		622	窯業製品検査工	1,100	1,277	1,381	1,419	1,519	1,662	2,104		
		623	食料品検査工	1,033	1,200	1,298	1,334	1,427	1,562	1,977		
		624	飲料・たばこ検査工	1,037	1,205	1,303	1,339	1,432	1,568	1,985		
		625	紡織・衣服製品検査工等	907	1,054	1,140	1,171	1,253	1,371	1,736		
		626	木製品・パルプ検査工等	960	1,115	1,205	1,239	1,325	1,451	1,837		
		627	印刷・製本検査工	1,008	1,171	1,266	1,301	1,392	1,524	1,928		
		628	ゴム製品検査工	965	1,121	1,212	1,245	1,332	1,458	1,846		
		629	その他の製品検査の職業	1,012	1,176	1,271	1,306	1,397	1,530	1,936		
63	機械検査の職業	631	一般機械器具検査工	1,073	1,247	1,348	1,386	1,482	1,622	2,054		
		632	電気機械器具検査工	1,007	1,170	1,265	1,300	1,390	1,522	1,926		
		633	自動車検査工	1,154	1,341	1,449	1,490	1,594	1,745	2,209		

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社ワイズ（以下「甲」という。）と株式会社ワイズ 富山営業所、富山求人センター労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。
2. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
 3. 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象労働者の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1 とする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は、令和 4 年 8 月 26 日職発 0826 第 1 号「令和 5 年度「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和 3 年職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与等の額」の中分類の職種とする。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。

（3）地域調整については、富山県の派遣先の事業所所在地で派遣就業を行うことから、通達に定める「都道府県別」の富山の指数を用いるものとする。

- 第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

A ランク：2年

B ランク：1年

C ランク：0年

2. 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給は勤務成績等を勘案しその能力に応じて決定するものとする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合は、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は、派遣従業員就業規則第37条、準社員就業規則第40条の割増賃金条項に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる）1kmあたり10円を支給する。

2. 片道2km未満であれば、支給しない。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3年

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）

- (2) 退職時の勤続年数ごとの支給月数：3年、5年、10年、15年、20年、25年以上

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の高校卒（自己都合・会社都合）の調査産業計のモデル退職金

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。但し、退職金手当制度を開始した令和2年4月以前の勤続年数の取扱いについては、支給しないものとする。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年以下であること

- (2) 別表3に示したものと比して、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定あたっての評価）

第9条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣従業員就業規則第33条第2項または準社員就業規則第36条第2項に定める方法を準用し、

その評価に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(2) 賞与の決定は、別表2で掲載した基本給与及び賞与額の合計額(時給換算)にて決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く)については、派遣従業員就業規則第51条、準社員就業規則第54条の規定を適用し、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣従業員就業規則及び準社員就業規則に定める各条項の規程を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップ計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和5年8月 7日

株式会社ワイズ

代表取締役 北島 将都



株式会社ワイズ 富山営業所、富山求人センター

労働者代表 藤原 宏



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的賃金の額
 (職業安定業務統計の求人賃金をベースとした一般基本給・賞与額(時給換算))

*本表は地域指数 富山県 97.4% を乗じた値 0.974

大分類		中分類	基準値に能力・経験調整指数・地域指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
B	専門職技術的職業	7 開発技術者	1,222	1,420	1,535	1,577	1,687	1,847	2,338
		8 製造技術者	1,220	1,418	1,533	1,574	1,685	1,844	2,334
		10 情報処理通信技術者	1,334	1,550	1,675	1,722	1,842	2,017	2,552
		11 その他の技術者	1,201	1,396	1,509	1,551	1,659	1,816	2,299
		13 保健師・助産師等	1,274	1,480	1,600	1,644	1,759	1,925	2,437
		15 その他の保険医療	1,132	1,315	1,422	1,461	1,564	1,712	2,167
		16 社会福祉専門的職種	1,170	1,360	1,469	1,510	1,616	1,769	2,240
		19 教育の職業	1,145	1,330	1,438	1,478	1,581	1,731	2,191
		21 著述家・記者・編集者	1,173	1,363	1,473	1,514	1,620	1,773	2,245
		22 美術家・デザイナー	1,141	1,326	1,433	1,473	1,575	1,725	2,183
		23 音楽家・舞台芸術家	1,135	1,319	1,425	1,465	1,568	1,716	2,173
		24 その他の専門的職業	1,163	1,351	1,461	1,501	1,607	1,759	2,226
C	事務的職業	25 一般事務	1,031	1,198	1,295	1,331	1,424	1,559	1,973
		26 会計事務員	1,142	1,327	1,434	1,474	1,577	1,726	2,185
		27 生産関連事務員	1,101	1,279	1,383	1,422	1,521	1,665	2,107
		28 営業販売関連事務員	1,127	1,310	1,416	1,456	1,557	1,704	2,157
		30 運送郵便事務	1,184	1,376	1,487	1,529	1,635	1,790	2,266
		31 事務用機器操作	1,055	1,226	1,325	1,362	1,458	1,595	2,020
D	販売の職業	32 商品販売の職業	1,095	1,273	1,376	1,414	1,512	1,655	2,096
		33 販売類似の職業	1,255	1,459	1,576	1,620	1,733	1,897	2,401
		34 営業の職業	1,226	1,424	1,539	1,582	1,692	1,853	2,346
E	サービスの職業	35 家庭生活支援サービス	1,107	1,286	1,390	1,429	1,529	1,674	2,118
		36 介護サービスの職業	1,072	1,245	1,347	1,384	1,480	1,620	2,051
		37 保険医療サービス	951	1,105	1,195	1,228	1,313	1,438	1,820
		38 生活衛生サービス	1,162	1,349	1,459	1,499	1,604	1,756	2,222
		39 飲食調理の職業	1,131	1,314	1,421	1,461	1,562	1,710	2,165
		40 接客・給仕の職業	1,181	1,372	1,483	1,525	1,631	1,786	2,260
		41 居住施設ビル管理	1,136	1,320	1,426	1,466	1,569	1,718	2,174
		42 その他サービス	1,076	1,250	1,351	1,388	1,486	1,626	2,059
45 その他保安業務	1,049	1,219	1,318	1,354	1,449	1,586	2,008		
H	生産工程の職業	49 生産設備(金属)	1,063	1,236	1,335	1,372	1,468	1,608	2,034
		50 生産設備(金属除く)	1,052	1,223	1,321	1,358	1,453	1,591	2,014
		51 生産設備(機械)	1,066	1,238	1,339	1,376	1,472	1,611	2,040
		52 金属材料製造等	1,085	1,260	1,362	1,400	1,498	1,640	2,075
		54 製品製造加工処理	1,019	1,184	1,280	1,315	1,408	1,541	1,950
		57 機械組立の職業	1,052	1,223	1,321	1,358	1,453	1,591	2,014
		60 機器設備修理	1,106	1,285	1,389	1,427	1,527	1,672	2,116
		61 製品検査(金属)	1,031	1,198	1,295	1,331	1,424	1,559	1,973
		62 製品検査(金属除く)	1,002	1,164	1,258	1,293	1,384	1,514	1,917
		63 機械検査の職業	1,059	1,231	1,330	1,367	1,462	1,602	2,027
64 生産関連・生産類似	1,126	1,309	1,415	1,454	1,555	1,703	2,156		
I	輸送・機械 運転の職業	66 自動車運転の職業	1,230	1,428	1,544	1,587	1,698	1,859	2,353
		68 その他の運送の職業	1,108	1,287	1,391	1,430	1,530	1,675	2,120
		69 定置・建設機械運転	1,215	1,412	1,526	1,569	1,678	1,836	2,325
K	運搬清掃の職業	75 運搬の職業	1,114	1,294	1,399	1,438	1,537	1,684	2,132
		76 清掃の職業	1,071	1,244	1,345	1,383	1,479	1,619	2,049
		77 包装の職業	975	1,133	1,225	1,259	1,347	1,475	1,867
		78 その他運搬等の作業	1,074	1,248	1,349	1,387	1,483	1,623	2,055

注意：①本表の賃金は0年(入社時)の賃金をベースとして派遣先が求める能力・経験調整指数にて運用する

②本表は「令和3年職業安定業務統計」の求人賃金を基準値とした一般賃金・賞与の額(時給換算)に能力・経験指数を使用し、地域指数を乗じたものである

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ワイズ（以下「甲」という。）と株式会社ワイズ 開発センター、加賀営業所労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。

2. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
3. 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象労働者の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1とする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は、令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和3年職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与等の額」の中分類の職種とする。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。

（3）地域調整については、石川県の派遣先の事業所所在地で派遣就業を行うことから、通達に定める「都道府県別」の石川の指数を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

（1）別表1の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

A ランク：2年

B ランク：1年

C ランク：0年

2. 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給は勤務成績等を勘案しその能力に応じて決定するものとする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合は、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は、派遣従業員就業規則第37条、準社員就業規則第40条の割増賃金条項に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる）1kmあたり10円を支給する。

2. 片道2km未満であれば、支給しない。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3年

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）

- (2) 退職時の勤続年数ごとの支給月数：3年、5年、10年、15年、20年、25年以上

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の高校卒（自己都合・会社都合）の調査産業計のモデル退職金

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。但し、退職金手当制度を開始した令和2年4月以前の勤続年数の取扱いについては、支給しないものとする。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年以下であること

- (2) 別表3に示したものと比して、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定あたっての評価）

第9条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣従

業員就業規則第 33 条第 2 項または準社員就業規則第 36 条第 2 項に定める方法を準用し、その評価に基づき、第 4 条第 2 項の昇給の範囲を決定する。

(2) 賞与の決定は、別表 2 で掲載した基本給与及び賞与額の合計額（時給換算）にて決定する。

(賃金以外の待遇)

第 10 条 教育訓練（次条に定めるものを除く）については、派遣従業員就業規則第 51 条、準社員就業規則第 54 条の規定を適用し、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣従業員就業規則及び準社員就業規則に定める各条項の規程を準用する。

(教育訓練)

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップ計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

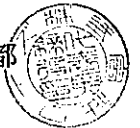
第 13 条 本協定の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和 5 年 8 月 7 日

株式会社ワイズ

代表取締役 北島 将都



株式会社ワイズ 開発センター、加賀営業所

労働者代表 赤池 秀也



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的賃金の額
 (職業安定業務統計の求人賃金をベースとした一般基本給・賞与額(時給換算))

*本表は地域指数 石川県 97.5% を乗じた値 0.975

大分類		中分類	基準値に能力・経験調整指数・地域指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
B	専門職技術的職業	7 開発技術者	1,223	1,421	1,536	1,579	1,689	1,849	2,340
		8 製造技術者	1,221	1,419	1,534	1,576	1,686	1,846	2,337
		10 情報処理通信技術者	1,335	1,552	1,677	1,723	1,844	2,019	2,555
		11 その他の技術者	1,203	1,398	1,511	1,553	1,661	1,818	2,301
		13 保健師・助産師等	1,275	1,482	1,601	1,645	1,760	1,927	2,440
		15 その他の保険医療	1,133	1,317	1,423	1,463	1,565	1,714	2,169
		16 社会福祉専門的職種	1,171	1,362	1,471	1,512	1,618	1,771	2,242
		19 教育の職業	1,146	1,331	1,440	1,480	1,583	1,733	2,193
		21 著述家・記者・編集者	1,174	1,365	1,475	1,516	1,622	1,775	2,247
		22 美術家・デザイナー	1,142	1,327	1,435	1,475	1,577	1,727	2,185
		23 音楽家・舞台芸術家	1,136	1,321	1,427	1,467	1,569	1,717	2,175
		24 その他の専門的職業	1,165	1,353	1,463	1,503	1,608	1,760	2,228
C	事務的職業	25 一般事務	1,032	1,199	1,296	1,332	1,425	1,560	1,975
		26 会計事務員	1,143	1,328	1,436	1,476	1,579	1,728	2,187
		27 生産関連事務員	1,102	1,281	1,384	1,423	1,522	1,667	2,109
		28 営業販売関連事務員	1,129	1,311	1,417	1,457	1,559	1,706	2,159
		30 運送郵便事務	1,185	1,377	1,488	1,530	1,637	1,792	2,268
		31 事務用機器操作	1,056	1,227	1,326	1,364	1,459	1,597	2,022
D	販売の職業	32 商品販売の職業	1,096	1,274	1,377	1,415	1,514	1,657	2,098
		33 販売類似の職業	1,256	1,460	1,578	1,622	1,735	1,899	2,404
		34 営業の職業	1,227	1,426	1,541	1,584	1,694	1,855	2,348
E	サービスの職業	35 家庭生活支援サービス	1,108	1,287	1,392	1,431	1,530	1,676	2,120
		36 介護サービスの職業	1,073	1,247	1,348	1,385	1,482	1,622	2,053
		37 保険医療サービス	952	1,106	1,196	1,229	1,315	1,440	1,822
		38 生活衛生サービス	1,163	1,351	1,460	1,501	1,605	1,757	2,224
		39 飲食物調理の職業	1,132	1,316	1,422	1,462	1,563	1,712	2,167
		40 接客・給仕の職業	1,182	1,373	1,484	1,526	1,633	1,788	2,262
		41 居住施設ビル管理	1,137	1,322	1,428	1,468	1,570	1,719	2,177
		42 その他サービス	1,077	1,251	1,353	1,390	1,487	1,628	2,061
45 その他保安業務	1,051	1,220	1,320	1,356	1,450	1,588	2,010		
H	生産工程の職業	49 生産設備(金属)	1,064	1,237	1,336	1,373	1,470	1,609	2,036
		50 生産設備(金属除く)	1,053	1,224	1,323	1,360	1,454	1,593	2,016
		51 生産設備(機械)	1,067	1,240	1,340	1,377	1,474	1,613	2,042
		52 金属材料製造等	1,086	1,261	1,364	1,402	1,499	1,641	2,077
		54 製品製造加工処理	1,020	1,185	1,282	1,317	1,409	1,543	1,952
		57 機械組立の職業	1,053	1,224	1,323	1,360	1,454	1,593	2,016
		60 機器設備修理	1,107	1,287	1,391	1,429	1,528	1,674	2,118
		61 製品検査(金属)	1,032	1,199	1,296	1,332	1,425	1,560	1,975
		62 製品検査(金属除く)	1,003	1,166	1,259	1,294	1,385	1,516	1,919
		63 機械検査の職業	1,060	1,232	1,331	1,368	1,464	1,603	2,029
		64 生産関連・生産類似	1,128	1,310	1,416	1,455	1,557	1,705	2,158
I	輸送・機械 運転の職業	66 自動車運転の職業	1,231	1,430	1,546	1,589	1,700	1,861	2,355
		68 その他の運送の職業	1,109	1,288	1,393	1,432	1,531	1,677	2,122
		69 定置・建設機械運転	1,216	1,413	1,527	1,570	1,679	1,838	2,328
K	運搬清掃の職業	75 運搬の職業	1,115	1,295	1,401	1,440	1,539	1,685	2,134
		76 清掃の職業	1,072	1,246	1,346	1,384	1,481	1,621	2,051
		77 包装の職業	976	1,134	1,226	1,260	1,348	1,477	1,869
		78 その他運搬等の作業	1,075	1,249	1,350	1,388	1,484	1,625	2,057

注意：①本表の賃金は0年(入社時)の賃金をベースとして派遣先が求める能力・経験調整指数にて運用する

②本表は「令和3年職業安定業務統計」の求人賃金を基準値とした一般賃金・賞与の額(時給換算)に能力・経験指数を使用し、地域指数を乗じたものである

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ワイズ（以下「甲」という。）と株式会社ワイズ 七尾営業所労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。
2. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
3. 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第3条 対象労働者の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1とする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は、令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和3年職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与等の額」の中分類の職種とする。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。

（3）地域調整については、七尾市、鹿島郡、羽咋市、羽咋郡の派遣先の事業所所在地で派遣就業を行うことから、通達に定める「公共職業安定所別」の七尾の指数を用いるものとする。

- 第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- （1）別表1の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な

賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

A ランク：2年

B ランク：1年

C ランク：0年

2. 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給は勤務成績等を勘案しその能力に応じて決定するものとする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合は、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は、派遣従業員就業規則第37条、準社員就業規則第40条の割増賃金条項に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる）1kmあたり10円を支給する。

2. 片道2km未満であれば、支給しない。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3年

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）

- (2) 退職時の勤続年数ごとの支給月数：3年、5年、10年、15年、20年、25年以上

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の高校卒（自己都合・会社都合）の調査産業計のモデル退職金

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。但し、退職金手当制度を開始した令和2年4月以前の勤続年数の取扱いについては、支給しないものとする。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年以下であること

- (2) 別表3に示したものと比して、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定あたっての評価)

第9条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣従業員就業規則第33条第2項または準社員就業規則第36条第2項に定める方法を準用し、その評価に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(2) 賞与の決定は、別表2で掲載した基本給与及び賞与額の合計額(時給換算)にて決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く)については、派遣従業員就業規則第51条、準社員就業規則第54条の規定を適用し、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣従業員就業規則及び準社員就業規則に定める各条項の規定を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップ計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和5年8月3日

株式会社ワイズ

代表取締役 北島 将都



株式会社ワイズ 七尾営業所

労働者代表 亀井 洋一



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的賃金の額
 (職業安定業務統計の求人賃金をベースとした一般基本給・賞与額(時給換算))

*本表は地域指数 \times 7.6(ハローワーク) \times 93.3% を乗じた値 0.933

大分類	中分類	基準値に能力・経験調整指数・地域指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
B 専門職技術的職業	7 開発技術者	1,170	1,360	1,470	1,511	1,616	1,769	2,240	
	8 製造技術者	1,169	1,358	1,468	1,508	1,614	1,767	2,236	
	10 情報処理通信技術者	1,278	1,485	1,604	1,649	1,765	1,932	2,445	
	11 その他の技術者	1,151	1,337	1,446	1,486	1,589	1,740	2,202	
	13 保健師・助産師等	1,220	1,418	1,532	1,574	1,685	1,844	2,335	
	15 その他の保険医療	1,085	1,260	1,362	1,400	1,498	1,640	2,075	
	16 社会福祉専門的職種	1,121	1,303	1,407	1,447	1,548	1,695	2,145	
	19 教育の職業	1,097	1,274	1,378	1,416	1,515	1,658	2,099	
	21 著述家・記者・編集者	1,124	1,306	1,411	1,450	1,552	1,699	2,150	
	22 美術家・デザイナー	1,093	1,270	1,373	1,411	1,509	1,653	2,091	
	23 音楽家・舞台芸術家	1,087	1,264	1,365	1,404	1,502	1,644	2,081	
24 その他の専門的職業	1,115	1,295	1,400	1,438	1,539	1,685	2,132		
C 事務的職業	25 一般事務	988	1,147	1,240	1,275	1,364	1,493	1,890	
	26 会計事務員	1,094	1,271	1,374	1,412	1,511	1,654	2,093	
	27 生産関連事務員	1,055	1,226	1,324	1,362	1,457	1,595	2,019	
	28 営業販売関連事務員	1,080	1,254	1,356	1,394	1,491	1,632	2,066	
	30 運送郵便事務	1,134	1,318	1,424	1,464	1,566	1,714	2,171	
	31 事務用機器操作	1,011	1,174	1,269	1,305	1,396	1,528	1,935	
D 販売の職業	32 商品販売の職業	1,049	1,219	1,318	1,354	1,449	1,586	2,007	
	33 販売類似の職業	1,202	1,397	1,510	1,552	1,660	1,817	2,300	
	34 営業の職業	1,174	1,365	1,475	1,516	1,621	1,775	2,247	
E サービスの職業	35 家庭生活支援サービス	1,060	1,232	1,332	1,369	1,464	1,603	2,029	
	36 介護サービスの職業	1,027	1,193	1,290	1,325	1,418	1,552	1,964	
	37 保険医療サービス	911	1,059	1,144	1,176	1,258	1,378	1,743	
	38 生活衛生サービス	1,113	1,293	1,397	1,436	1,536	1,682	2,129	
	39 飲食物調理の職業	1,084	1,259	1,361	1,399	1,496	1,638	2,074	
	40 接客・給仕の職業	1,131	1,314	1,421	1,461	1,562	1,711	2,165	
	41 居住施設ビル管理	1,088	1,265	1,366	1,405	1,503	1,645	2,083	
	42 その他サービス	1,031	1,198	1,295	1,330	1,423	1,558	1,972	
45 その他保安業務	1,005	1,168	1,263	1,297	1,388	1,519	1,923		
H 生産工程の職業	49 生産設備(金属)	1,018	1,184	1,279	1,314	1,407	1,540	1,949	
	50 生産設備(金属除く)	1,008	1,171	1,266	1,301	1,392	1,524	1,929	
	51 生産設備(機械)	1,021	1,186	1,282	1,318	1,410	1,544	1,954	
	52 金属材料製造等	1,039	1,207	1,305	1,341	1,435	1,571	1,988	
	54 製品製造加工処理	976	1,134	1,226	1,260	1,349	1,477	1,868	
	57 機械組立の職業	1,008	1,171	1,266	1,301	1,392	1,524	1,929	
	60 機器設備修理	1,059	1,231	1,331	1,367	1,463	1,602	2,027	
	61 製品検査(金属)	988	1,147	1,240	1,275	1,364	1,493	1,890	
	62 製品検査(金属除く)	960	1,115	1,205	1,239	1,325	1,450	1,837	
	63 機械検査の職業	1,015	1,179	1,274	1,309	1,401	1,534	1,942	
	64 生産関連・生産類似	1,079	1,254	1,355	1,393	1,490	1,631	2,065	
I 輸送・機械 運転の職業	66 自動車運転の職業	1,178	1,368	1,479	1,520	1,627	1,781	2,254	
	68 その他の運送の職業	1,061	1,233	1,333	1,370	1,465	1,604	2,031	
	69 定置・建設機械運転	1,164	1,352	1,462	1,503	1,607	1,759	2,228	
K 運搬清掃の職業	75 運搬の職業	1,067	1,240	1,340	1,378	1,473	1,613	2,042	
	76 清掃の職業	1,026	1,192	1,288	1,324	1,417	1,551	1,963	
	77 包装の職業	934	1,086	1,173	1,206	1,290	1,413	1,788	
	78 その他運搬等の作業	1,029	1,196	1,292	1,328	1,421	1,555	1,968	

注意：①本表の賃金は0年(入社時)の賃金をベースとして派遣先が求める能力・経験調整指数にて運用する

②本表は「令和3年職業安定業務統計」の求人賃金を基準値とした一般賃金・賞与の額(時給換算)に能力・経験指数